

農民的分割地所有の歴史的 성격について

原田, 統之介

<https://doi.org/10.15017/4403380>

出版情報 : 経済学研究. 31 (1), pp.105-130, 1965-04-25. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

農民的分割地所有の歴史的性格について

原 田 統 之 介

「農民的分割地所有」^{註1}は、わが国でも、戦前から日本資本主義論争の焦点の一つとして、それを明治以降の日本の農民の所有へ適用することができるかどうかという観点からとりあげられてきた。それが問題にされたのは、結局、「明治以降の農民的土地所有の社会的本質を封建的と規定するか、それとも近代的と規定するか」という点に関連してのことであった。ところで、この「農民的分割地所有」の適用をめぐる戦前の論争に特徴的なことは、論争の当事者がともに「農民的分割地所有を一義的に、その社会的本質（＝支配と隷属の關係）が完全に近代的（ブルジョア的）な所有形態だと方法的に前提し、その前提のうえに立って議論をすすめた」^{註3}ことであった。

このような「農民的分割地所有」の歴史的规定にたいしては、戦後いろいろな方向から再検討がなされている。それらは、いずれも戦前の規定が近代的なものであるとしているのにたいして、なんらかのかたちで「農民的分割地所有」に封建的な性格をみようとするものである。そしてこれらの見解のなかでもっとも注目すべき一つの潮流は、「過渡的地代形態は一般に半封建的であるとともに前資本主義的であるものとして位置づけられる」^{註4}とされた栗原百寿氏の見解と、この栗原氏の規定を「従来の考え方に一步をすすめたもの」^{註5}として積極的に評価されながら、「栗原氏のこの位置規定は、けっして正しいとはいえないであろう」^{註6}とされ、「『農民的分割地所有』範疇は……『封建的であるばあいも

あり、またブルジョアの**注7**である**『ありもある』**とされる福富正実氏ならびに山岡亮一氏の見解**注8**である。

この小論では、主として栗原、福富両氏の見解に沿いながら「農民的分割地所有」の歴史的性格について若干の整理をこころみることとする。

註1 ここにいう「農民的分割地所有」は、いうまでもなく、原始共同体の崩壊以来あるいは部分的にあるいは「支配的な正常な形態」として存在した一般的な範疇としてのそれではなく、「封建的土地所有の解体から出てくる諸形態の一つ」として発生した、それゆえにまた「地代の元来の形態から資本主義的地代への一過渡形態」としてのそれである。

註2 福富正実「『資本論』における『農民的分割地所有』範疇——封建論争の方法論的検討(1)——」(以下「範疇」と略称する)『経済論叢』第七九卷第四号二〇頁

註3 同書二二頁

註4 栗原百寿『農業問題入門』(以下「入門」と略称する)一四二頁

註5 山岡亮一『農業経済理論の研究』二六七頁

註6 福富正実「いわゆる『栗原理論』の批判的撰取について——封建論争の方法論的検討(2)——」(以下「撰取」と略称する)『経済論叢』第七九卷第六号六一頁

註7 同書六三頁

註8 もっとも山岡氏は、福富氏の「農民的分割地所有」論をそのまま認められているわけではない。山岡氏自身福富説の不充分さを指摘されている(山岡前掲書二六七〜八頁参照)し、さらにのちにみるように両者の見解には微妙な相違がみられる。

一、栗原百寿氏における「農民的分割地所有」の

規定と二、三の評価

栗原百寿氏の「農民的分割地所有」論は、主として「分割地農民の理論的諸問題」、および『農業問題入門』(なか

でも第二章「先資本主義的農業の諸問題」および第三章「商人資本と農業問題」で展開されている。氏が「農民的分割地所有」を、「過渡的諸形態の基本であり、その最も順当で最も正常な形態」であるといわれ、「過渡的地代形態」を「一般に半封建的であるとともに前資本主義的であるものとして位置づけられる」とされる論拠は、それを「農民的分割地所有」にかぎってみれば、以下のとおりである。栗原氏は、まず、「イギリスでは農奴制は一四世紀の後期には事実上消滅していた。当時、そして一五世紀には更に多く、人口の巨大な部分が自由な自営農民からなっていた、その所有権がいかなる封建的な看板によって隠蔽されていたにしても」ということばにはじまる『資本論』第一卷第二四章第二節「農村住民からの土地の収奪」の冒頭のながい一節を引用され、「これによれば、ヨーマンリーをなした『自由で自営の農民たち』、すなわち分割地農民は、封建制の基盤を形成した『自営農民』と統一的に把握されている。そのかぎり、小経営がきわめて巾の広いものであるばかりでなく、小経営の最も正常な形態としての分割地農民もまた必ずしも厳密に封建制から完全に解放されたものでなければならぬのではなくて、ある程度の中をもって封建制から資本制への過渡的諸段階に対応するものとして見るべきものであろう。それゆえ分割地農民をもって一義的に近代的事実が一面的であるとともに、それをもって逆に本来封建的なものであるかのように考えることも不当であって、むしろ本来二重の両面的性格をもった過渡的範疇に外ならないのである」といわれている。さらに栗原氏は他の箇所では『資本論』をはなれて（講座派理論を批判の対象とされながら）「もちろん……地代範疇と地代形態を本質的に区別して、地代範疇としては封建地代と資本主義的地代の二つに限定し、過渡的地代形態をふくめて、地代形態とはただ両地代範疇のそれぞれいずれかの諸段階にすぎないと規定するならば、過渡的地代形態の性格といっても、それらを封建的もしくは資本主義的のいずれかの地代範疇におしこめるだけのことにすぎないであろう。

しかしながら、『資本論』において、『近代の土地所有形態』といい、『本源的な地代形態から資本主義的地代への過渡的形態』といわれているように、地代形態という言葉は封建的地代そのものにも、資本主義的地代そのものにも、範疇の意味で使用されるものである。また、封建的地代および資本主義的地代がそれぞれ歴史的に基本的な両範疇をなすことはいうまでもないが、それだからといって、歴史的にも形態的にも両者の中間の過渡的地代形態をすべて封建的か資本主義的かのいずれかの地代範疇に割り切らなければならないということは、そもそも過渡的段階を事実上全く否定することではなければならない^{註12}というのである。こうして、栗原氏によれば、「分割地所有は、小経営土地所有の最も正常的な形態として、封建的土地所有とも資本制的土地所有ともそれ自体別個の範疇である。ただそれは歴史的に封建的土地所有の解消と資本制的土地所有の成立とを媒介する役割を果たしているのであって、そのかぎりにおいて過渡的であり経過的であるのである。そしてそのような歴史的意味において半封建的という形容詞が用いられるならば、そのかぎりにおいて、分割地所有は歴史的に半封建的な性格をもって生長しながら、同時に半資本制的性格をおびつつ発展していくものである。歴史的に現実的な分割地所有は、このような両面規定をもつ過渡的な土地所有であったのである」^{註13}

つまり、栗原氏は、『資本論』第一巻第二十四章第二節の冒頭のながい一節を根拠にして、ここでは分割地農民が封建制の基盤としての「自営農民」と統一的に把握されているがゆえに、分割地農民はかならずしも厳密に封建制から解放されていないとされ、地代範疇と地代形態を峻別し、地代範疇としては封建地代と資本主義的地代しかありえないがゆえに過渡的地代形態もこの両地代範疇のいずれかでなければならぬとする講座派の戦前からの伝統的な理解に対しては、「基本的範疇」としては二つしかないことを一応是認されながらも、やはり両範疇とは「別個の範疇」で

あり、そこにまた過渡的段階たるゆえんがあるとされるのである。こうして栗原氏は分割地所有を「半封建的であるとともに前資本主義的であるもの」とされたのであるが、このような栗原氏の把握の背景には「封建的隷従の諸関係は、本源の蓄積によって自由な自営農民がプロレタリアに転化されるにいたったときに、はじめて完全に掃蕩されるもので、独立自営農民の自由な土地所有の諸関係は、それだけではいまだ、封建的遺制から必ずしも十分自由にはなっていない」という考え方がよこたわっているのである。^{註14}

このような栗原氏の分割地所有の把握については、それを「マルクスの諸規定の曲解」とする批判がある。たとえば山田勝次郎氏は、栗原氏が分割地農の規定の有力な論拠とされている『資本論』第一巻第二章第二節の冒頭の一節の理解についてつぎのように批判されている。この一節は、すでに引用した部分にひきつづいて、「比較的大きな領主所有地では、以前は自身農奴だった管理人(bailiff)が自由な借地農業者によって駆逐されていた。農業の賃銀労働者は、一部は、余暇を利用して大土地所有者のもとで労働した農民から成り、一部は、独立の、相対的にも絶対的にもあまり多数でない、本来の賃銀労働者の階級からなっていた。後者もまた、彼らの賃銀のほかに四エーカー及びそれ以上にする耕地と小屋とをあてがわれていたから、事実上は同時に自営農民でもあった。更に彼らは、本来の農民と共に共同地の用益権を与えられていて、そこには彼らの家畜が放牧されると共に、彼らの燃料となる薪や泥炭等を産した。ヨーロッパのすべての国において封建的生産は、能う限り多数の封臣のあいだへの土地の分割によって特徴づけられている。封建領主の権力は、すべての君主のそれと同様に、彼の地代帳の長さにはなく、その臣下(vassals)の数に基づいているのであり、臣下(vassals)の数はまた自営農民の数に依存していた。それゆえ、ノルマン人による征服後には、イギリスの土地は巨大なバロン領に分割され、その中には一つで九百の旧アングロサクソン貴族領を包括するものもしばしばあ

ったとはいえ、この土地には一面に小農民経営が撒布されていて、ただここかしこに比較的大きな領主所有地が介在していたに過ぎない。かような事情は、時を同じくして一五世紀の特色をなす都市の繁栄と共に、かの大法官フォータスキューがその『イギリス法の讚美』(„Laudibus Legum Angliae“)において雄弁に描いているような人民の富を許したのであるが、しかしそれは資本の富を容れなかった^{註16}——とのべられているのであるが、山田氏は、この一節からは、栗原氏の理解、すなわち、「『分割地農民は、封建制の基礎を形成した自営農民と統一的に把握されている』と、『分割地農民もまた必ずしも厳密に封建制から完全に解放されたものでなければならないのではなく』とか、という解釈は、どうしてもできない^{註17}」とのべられ、つぎのようにいわれている。すなわち、「私の解釈を述べてみれば、その内容は大づかみで、二つの部分にわけられる。……前半では、一四世紀末に農奴制の事実上の解体以後は、さらに一五世紀になれば、人口の大多数が自由な自営農民すなわち分割地農民(ヨーマンリー)で占められ、そのほかに、大領主地には農奴だった管理人と入れかわった自由な借地農業者(ファーマー)もあらわれ、同時に、余暇を利用して領主地で農業賃労働をやる自営貧農層や、数はまだ少いが四エーカー以上の耕地や小屋をあてがわれた本来の賃労働者階級などが存在していたという、農村事情が記述されている。また『ヨーロッパのどの国においても』から末尾までの後半では、前半で述べられた多数の分割地農民層や少数の賃労働者層の小経営地が、農業革命(一五世紀七〇年代から一六世紀最初の数十年代まで)開始前のイギリス農村にはべた一面に、あちらこちらの大バロン領を囲んで、散布されていたという叙景と、なぜこういう農村情景が生まれたかといえ、ヨーロッパ中世の封建的再生産体制の特徴、すなわち能うかぎり多数の封臣のあいだへ土地を分割給与する体制がノルマン人の征服以後イギリスに移植されていたからだという前提的説明とが、なされているだけである。したがって、栗原氏が読み誤ったような、すなわち封建制下の不自由

な自営農民や自由な分割地農民などが共存していたというような封建的農村の叙景などはどこにもなく、ただ読みとれるものは、封建制解体後の歴史的・独自のな過渡期におけるイギリス農村の情景だけである」^{註18}——というのが、それである。かくして、山田氏によれば、「栗原氏の全農業理論」は「このような甚だしい曲解を大前提として」^{註19}「出発している」がゆえに、「そういう農業理論がどんなに間違っているものであるかはおのずから瞭然となる」^{註20}のである。こうして山田氏においては「分割地所有」の理論が「栗原氏の全農業理論」の核心としてとりあげられ、かつ批判されているのである。

このように栗原氏の「分割地所有」論は氏の全理論の核心をなすものであるが、ここで問題になっている『資本論』の一節にかんするかぎり、栗原氏の理解には無理があり、山田氏の理解のほうが自然であるように思われる。栗原氏的な理解に関連すると思われる部分は、後半の部分を山田氏がいわれるように理解するとすれば、「本来の農民」をどう理解するかという点と、「本来の賃金労働者」ならびに「本来の農民」が「共同地の用益権を与えられて」いたことの二点にしばられると思われる。^{註21}けれどもここにいう「本来の農民」とは「余暇を利用して、大土地所有者のもとで労働した農民」（傍点は原田）であり、封建的な隷属のもとにあった農民とは全く異なった存在とみるのが妥当であろうし、共同地の用益権も、共同体を「生産技術の低度な小農経営の存在に随伴する組織であり、生産力のより低い封建社会にはつねに存在するとしても、封建的（より正確には封建的土地所有の）支配の楨杆でもなければ、したがってまた封建的土地所有とともに消滅するものではなく、生産技術の発達、農業革命によってはじめて解体するもの」^{註22}であるという、現在ではかなり常識化した理解にたつて考えるならば、「共同地の用益権が与えられて」いたという事実は、「本来の農民」の性格を「封建的」だとするなんらの根拠にもなりえない。しかも、栗原氏自身が、他の箇所でも、この点を

強調されているのであるから、栗原氏の『資本論』の理解はますます不自然なものにならざるをえない。すなわち、栗原氏は、「農民を全き意味で自由な土地所有者たらしめ」るかぎりでの封建的土地所有制の解消は、共同体の掃蕩を不可欠の条件とするものでは決してない^{註23}といわれているのである。

ところで、栗原氏は「自由な分割地所有における封建的遺制」として「共同体の遺制」、「部落制度と交錯圃制度」、「いわゆる経済外的強制」——の三つを挙げられており、この「封建遺制」が栗原氏の農民的分割地所有規定における「半封建的」性格の具体的内容をなすと思われるのであるが、このばあい、ここにいる「経済外的強制」は「農民追放の暴力」であり、氏はそれを「封建的な農民緊縛の経済外的強制とは一応その社会経済的な意義を異にしているものである」^{註25}とわざわざことわられているのであるから、さきにもた氏の共同体にかんする記述をも考慮に入れれば、ここに栗原氏がいわれる「封建遺制」は、たんなる「遺制」にすぎず、したがって、氏の「半封建的」なる規定はきわめて消極的なものとならざるをえない。そして、それゆえにこそ、栗原氏は、分割地所有の規定にさいして、すでにみたように、「……半封建的という形容詞が用いられるならば、そのかぎりにおいて、分割地所有は歴史的に半封建的な性格をもつ」といわれていると思われる。そうだとすれば、栗原氏が「半封建的であるとともに前資本主義的である」とされる分割地所有の実質上の歴史的性格は「前資本主義的」という規定に力点が置かれており、「半封建的」なる規定はきわめて副次的なものであるといわなければならぬ。そうなると、栗原氏の規定は、農民的分割地所有を「近代的」なものとして規定した従来の通説に非常に接近した理解だということになる。^{註26}「近代的」なる位置づけも、それが同時に「前資本主義的」であるという意味での位置づけにはかならないからである。

註10 『資本論』第一卷邦訳岩波文庫版（とくにことわらないかぎり以下同じ）(四二七一頁)

註11 栗原百寿「わが国小作料の地代論的研究」『農業問題の基礎理論』所収一二頁

註12 「入門」一四〇頁

註13 栗原百寿「分割地農民の理論的諸問題」（以下「諸問題」と略称する）前出『農業問題の基礎理論』所収一九五～六頁

註14 同書一五五頁

註15 このような考え方とともに、栗原氏の分割地所有規定の「半封建的」な側面がかなり消極的なものであることが注目されるべきである。栗原氏はさきの引用にみるように、分割地所有は封建的所有の解消と資本制的土地所有の成立を媒介するかぎりにおいて、過渡的、経過なのであり、「そのような歴史の意味において半封建的」という形容詞が用いられるならば、そのかぎりにおいて、分割地所有は歴史的に半封建的な性格をもつ（傍点は原田）といわれているのである。この点についてはあとでふたたび問題にする。

註16 『資本論』(四二七一～二頁)

註17 山田勝次郎「農業理論にかんする反省と批判」『日本農業年報VI——戦後農業理論の動向』所収一六六頁

註18 同書一六六～七頁

註19 山田氏は、さらに、栗原氏においては分割地所有が「近代諸国民のもつて」は「一つの歴史的範疇として規定されるほどの過渡的形態であったという事実」の「重要な意義がつかまれている」（山田前掲書一六五頁）と指摘されている。

註20 いずれも山田前掲書一六七頁

註21 そのほかにも「封建的看板」をどう理解するか等の問題が残るが、この点については福富説の検討のなかで問題にする。

註22 中村賢二郎「大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄編著『西洋史講座——封建制から資本主義への移行——』『歴史学研究』

二五〇号所収五六頁

註23 栗原百寿「農村経済学と農村社会学」『農業経済研究』第二六卷第一号一三頁

註24 前出「諸問題」一五六～八頁

註25 同書一五九頁

農民的分割地所有の歴史的 성격について

註26 だからといって、栗原氏の見解が従来の理解（とくに講座派的理解）にたいして特徴がないというわけではない。氏は一方では、日本農業にかんする従来の講座派の硬直した理解を排され日本農業のいわゆる封建的な性格がきわめて限定的な意味のものであることを示されると同時に、他方では、そのような限定された意味での「封建的」性格は自由な分割地所有に必然的に随伴することをあきらかにされ、自由な分割地所有の日本農業への適用のみちをひらかれたのである。

二、福富氏の栗原説批判

ところで、このような栗原氏の理論にたいしては、福富正実氏がかなり体系的に批判されている。福富氏による栗原理論評価は以下のとおりである。氏は、まず栗原氏の『農業問題入門』を「『地代範疇論』を『地代論的』視角から批判した唯一の体系的労作」^{註27}であり、「過渡的段階を無視する『地代範疇論』にたいする「鋭い批判」^{註28}であると評価されながらも「問題は、『地代範疇論』的な理解にたいする批判としての、位置づけの規定それ自体のなかにある」^{註29}（傍点）は福富氏）として、つぎのようにのべられている。「栗原氏のこの位置規定は、けっして正しいとはいえないであろう」^{註30}。なぜならば、第一に、「栗原氏が分割地農民の典型と考えておられる『革命後のフランス農民』^{註31}は、その経済的性格からいえば、猫額大の一片の土地にしがみつき、高利貸付資本にむしばまれ、しだいにプロレタリア化しつつあったという点において、栗原氏という『前資本主義的』農民であるが、その社会的性格の点からいえば、あきらかに封建的隷属から解放された『近代的農民』であって、けっして半封建的な農民ではない」。第二には「共同体」の理解についてである。栗原氏は、「分割地所有は、それが第一次的に自然経済的であり共同体的であることにもとづいて（すなわちそのことを直接的条件として―福富氏）、第二次的に（すなわち間接的に―福富氏）半封建的である」といわれているのであるが、しかし、「革命後のフランス農村に共同体的遺制が残っていたことは、その分割地農民の性格を、…

…『半封建的』と規定する根拠にはなりえない」、それは「完全に資本主義的になりえていないという意味において『前資本主義的』と規定する理由になり」うるだけである。^{註33} フランスおよび西ドイツのように「徹底的な土地清掃」のなかった国では「封建的隷属が廃止されたのちでも、共同体的遺制は、分割地経営の第二の補足物として広汎に残存していた。だから、栗原氏が正しく指摘されているように」「『農民を全き意味での自由な土地所有者たらしめ』るかぎりでの封建的土地所有制の解消（＝封建的隷従の廃絶—福富氏）は、共同体の掃蕩を不可欠の条件とするものでは決してないのである」^{註34}と福富氏はいわれているのである。かくして福富氏によれば、「『半封建的』という規定は、共同体的遺制の存否から二次的＝間接的ではなく、封建的土地所有……が廃止されずに残存しているかどうか、ということから直接的に検討されなければならない」^{註35}のである。

福富氏の批判の第三点は、栗原氏が「自由な分割地所有」を本源的蓄積段階の農業問題の「規範的な諸形態」の一つとして理解されている点に向けられている。「しかし（と福富氏はいわれる）本源的蓄積の過程において収奪の対象となる『自由な分割地農民』は、……依然として封建的に隷属している農民だけであって、農民的農業革命の勝利の結果として封建的隷属から解放されたブルジョアの農民は、本源的蓄積の段階における農民ではなく、すでにできあがった資本主義が発展していく段階における農民である」^{註36}と。この文章だけからは、ここで福富氏がなにをいおうとしておられるかの判断はむずかしいが、前後の関係から判断すれば、おそらくつぎのようになるであろう。すなわち、栗原氏は、「革命後のフランス農民」を分割地所有の典型と考えておられるが、それは「農民的農業革命の勝利の結果として封建的隷属から解放されたブルジョアの農民」である、これに対して、「本源的蓄積の過程で収奪の対象となる『自由な分割地農民』」は「封建的に隷属している農民だけ」であるから栗原氏の分割地所有論には自己矛盾がある——とい

うのがそれである。つまり、栗原氏は「分割地所有をすべて一律に『半封建的であるとともに前資本主義的である』と規定するだけにおわっているため」封建的な隷屬下にある農民とブルジョア革命勝利後の小ブルジョア的な農民——「『この両者が根本的にちがっていること』……を、みのがしている」^{註37}と福富氏はいわれているのである。

そして、第四に、このような栗原氏の混乱は氏が「『資本主義的地代への過渡的形態』としての分割地所有の小ブルジョア的な経済的内容を性格づける『前資本主義的』という論理的規定と、……『半封建的』という歴史的『範疇的な規定とをはっきり区別されていない、という点にあらわれている』。その結果、「栗原氏は、いたるところで分割地所有を、小生産（小経営的生産様式）にもっとも照応した土地所有形態として、論理的『形態的に正しく把握されつつも、他方では、論理的規定と歴史的『範疇的な規定とをはっきりと区別されなかつたために、『一般的に半封建的であるとともに前資本主義的』という位置規定で、過渡的地代形態を『範疇的意味で使用される』（『入門』—原田、一四〇—ページ）封建的地代および資本主義的地代から区別されることによって、事実上は、すべて一律に『半封建的であるとともに前資本主義的である』という意味においての第三の『地代範疇』を主張することになってしまわれるのである」。しかしながら、『資本論』第三巻の「農民的分割地所有」は論理的規定であるがゆえに、その「社会的本質を規定する基準とはならない」。つまり、「農民的分割地所有」は社会的本質的規定——歴史的規定からすれば「封建的であるばあいもありブルジョア的であるばあいもある」^{註38}と福富氏は主張されるのである。こうして福富氏は『資本論』第三巻第七章第五節の分割地所有の規定を「論理的『原理的』な把握とされ「具体的『歴史的』な把握が展開されている『資本論』第一巻第二四章のそれと峻別することを主張され、分割地所有の正しい理解は『資本論』第一巻第二四章における具体的『歴史的な分析を抜きにしては不可能であることを強調されるのである。

こうして、福富氏は栗原理論の批判のうえにたつて「農民的分割地所有」は歴史的に規定すれば「封建的であるばあ
いもありブルジョア的であるばあいもある」と主張されているのであるが、福富氏の栗原理論批判は、第四点、すなわ
ち『資本論』の第一巻第二章と第三巻第七章との理解をめぐる立論をのぞけば、もっともな主張であり、とくに問
題にすることはない。^{註35}

以下では福富説の根幹をなすと思われる第四点、すなわち福富氏における『資本論』理解を問題にすることにしよ
う。

註27 「撰取」五七頁

註28 同書六五～六頁

註29 同書五九頁

註30 同書六一頁

註31 福富氏のこの栗原説理解はまちがっている。栗原氏は、「その創設の過程に着目すれば、古典的に革命的に形成されたフラ
ンス型こそが分割地所有の典型である」が「分割地所有の分解過程に着目すれば……イギリス型こそが、分割地所有が最も徹底的
に清掃されて農業における資本主義の確立をもたらした形態として、分割地所有の典型とされなければならない」(『入門』一六五
～一六六頁)とされ、「分割地所有は、農民解放と農民分解との両面をもつ本源的蓄積における過渡的範疇として、その成立と分解と
の二つの過程を一貫して統一的に規定されなければならない」(『入門』一六六頁)という立場から、結局、「分割地所有の典型、
その最も正常な代表的形態は、イギリス型でもフランス型でもなく、アメリカ型によって示されるのである」(『入門』一六六
頁)といわれているからである。つまり、栗原氏が分割地所有の典型とされているのはアメリカ型なのである。

註32 『入門』一四七頁

註33 いずれも「撰取」六一頁

註34 いずれも同書六一～二頁、なお最後の部分は、栗原百寿「農村経済学と農村社会学」(『農業経済研究』第二六巻第一号所収一

農民的分割地所有の歴史的 성격について

(三頁)からの引用である。

註35 同書六一頁

註36 同書六二頁

註37 同書同頁

註38 いずれも同書六三頁

註39 もっとも、ここで「もっともな主張」であるというのは福富氏の理論それ自体についての評価であって、栗原理論にたいする福富氏の批判は、かならずしも射ているとはいえない。その主要な原因は、栗原氏が「形容詞」として「半封建的」なる語をつかわれているのにたいして福富氏のばあいには「封建的」なる語が社会的本質を意味していることによると思われる。福富氏はこの点を無視して(したがって栗原理論を正当に理解されないで)議論をすすめられているためにその批判が栗原氏の議論とかみあわないままに終わっているようである。たとえば、福富氏の栗原批判の第二点についていえば、福富氏は「『半封建的』という規定は、共同体的遺制の存否から第二次的間接的ではなく、封建的土地所有……が廃止されずに残存しているかどうか、ということから直接的に検討されなければならない」といわれているのであるが、栗原氏においては、封建的土地所有はすでに解体しているのであって福富氏のいわれるような意味での『封建的』なる規定は問題になりようがないのである。このような両氏の立論の相違はとうぜん『資本論』第三巻の理解にかんしても相違があることを示しているが、この点の検討は省略する。

三、福富説とその検討——その『資本論』理解を中心に

まず、氏によれば「過渡的諸形態、たとえば農民的分割地所有の正しい理解は、『資本論』第一巻第二十四章における具体的歴史的分析を抜きにしては」不可能である。^{註40}このような立場にたつて、氏は『資本論』第一巻第二十四章をとりあげられるのであるが、氏がここでもっとも注目されるのは、すでにみた第二節の冒頭の記述である。このマルクスの記述にふれて福富氏はつぎのようにいわれる。「このように一五—一六世紀のイギリスでは、封建的土地所有が解体

して、土地にたいして『農民が領主自身と同じ封建的権利名義をもっていた』^{註41}とまでもマルクスが規定したような、農民の分割地所有が広汎に成立してくる。しかし、これは、封建的所有がブルジョアの所有へ転化したことを意味しなかった。「一六一—七世紀前半においても土地所有権は依然として封建領主のものであった」^{註42}からである。そして「マルクスが『資本論』第三巻で念頭においたヨーマンリの土地所有は、『資本論』第一巻第二十四章における具体的歴史的叙述からあきらかなように、法律ではなく慣習によってみとめられていたにすぎない、すなわち、封建的隷属からまた解放されていない農民的土地所有者であったのである」^{註43}というのがそれである。さらに氏は、ヨーマンリとフランス大革命後の分割地農民の土地所有を検討されて「われわれはブルジョア革命の勝利の結果、近代的な農民的土地所有に転化していくフランス農民の分割地所有と、(ブルジョア地主的な)ブルジョア革命によって急速な発展の道が切りひらかれた資本主義の波のなかに、中世的 \parallel 封建的な性格の農民的土地所有のまままで消滅していくヨーマンリの分割地所有との様態的な差異を考慮するならば、『資本論』第三巻第四十七章第五節でマルクスが問題にしているのは、過渡的諸形態、このばあいでは農民的分割地所有のすべての型に共通した、その独自の経済的内容(純粹に経済的な形態としての分割地所有)だけであって、(近代的なブルジョアの所有か封建的所有かという)支配と隷属の關係の規定は完全に捨象されて分析がすめられている」^{註44}——といわれている。

このような理解にもとづいて、福富氏は第一に、マルクスの「自営農民の自由な分割地所有の形態は、支配的な正常な形態としては……我々はこれを近代諸国民のもので、封建的土地所有の解体から出てくる諸形態の一つとして、見出す。イギリスにおけるヨーマンリ(自由農民)、スウェーデンにおける農民身分、フランス及び西ドイツの農民、がそれである」^{註45}という記述については、「それは、たとえばアンシャン・レジームのもので封建的に隷属した分割地農民

だけではなく、ブルジョア革命後のブルジョア的な分割地農民をも問題としている、一般的な論理的規定の一つなのである。したがって、分割地所有（小 \wedge 土地 \vee 所有）は、歴史的 \parallel 範疇的に規定すれば、「封建的であると同時にブルジョア的でもありうる」とのべられ、「封建的土地所有の解体から生じた」「自営農民の自由な分割所有」の「典型的な形態は、封建的看板によって隠蔽されている農民的土地所有である」と^{註46}されている。

第二に、福富氏は「封建的土地所有の解体」については、それによって「封建領主は土地にたいする封建的所有名義をもつだけ」と^{註47}なるとされている。このような福富氏の理解のうらには、「封建的土地所有の解体」 \parallel 「農奴制の消滅」、 \parallel 「封建的所有の廃絶」 \parallel 「ブルジョア民主主義革命の遂行」なる定式のもとに両者を峻別し、「……地代支払義務」 \parallel 「封建的義務一般」ではないという立場が横たわっている。すなわち、福富氏においては、「封建的土地所有の解体」 \parallel 「農奴制の消滅」は「自由で自営の農民の成立」 \parallel 「地代支払義務」からの解放ではあるが「封建的所有の廃絶」 \parallel 「封建的義務一般」の撤廃ではなく、後者は「ブルジョア革命の勝利」^{註48}によってはじめて達成されるのである。

第三に、福富氏は「自営農民の自由な土地所有」は「法律ではなく慣習によってみとめられたものであったがゆえに……一六世紀以降では、大封建領主（主として新貴族）によって収奪されていったのである」^{註50}といわれている。つまり、氏によれば「農民的分割地所有」の「所有権」を「封建領主」が「もっていた」がゆえに「農民層の『自由な財産』」というのも実は「条件づきの意味」^{註51}においてであって、マルクスは「独立の農民的所有者」を「『相続またはその他の伝統による占有者』と本質的に区別される、つまり厳密な意味で封建的隷属から解放された『ブルジョアの所有者』だと考えているのではない」^{註52}といわれるのである。

福富氏の「封建的土地所有の解体から生じた」「自営農民の自由な分割地所有」にかんする見解は以上のように要約

できると思うのであるが、氏の『資本論』の理解については疑問がある。第三巻の理解についてはとくにそうである。

まず第一に、『資本論』第三巻ではなるほど福富氏がいわれるように分割地所有が「近代的なブルジョアの所有か封建的所有か」という点は直接にはとりあげられていない。けれども、福富氏が分割地所有の規定としてとりあげられている問題は、マルクスにおいてはいずれも自由な分割地所有以前の段階の問題としてとりあげられているのである。マルクスによれば「剰余価値及び生産諸条件所有者に支払われるべき剰余労働の正常な形態としての地代の、最後の形態であると同時にその解体の形態である」^{註33}「貨幣地代」の段階においては、以前の諸形態におけると同様に「依然として直接生産者は、相続またはその他の伝統による土地の占有者」であるが、「土地以外の労働諸条件、農具その他の動産の所有は、すでに以前の諸形態においても、最初はまず事実的に、次いで法律的にも、直接生産者の所有に転化され」^{註34}ており、この段階では、「更に一層このことが前提されている」。そして一方ではこの「貨幣地代と共に必然的に土地の一部分を占有し且つ耕作する隷属民と土地所有者とのあいだの伝統的慣習法的関係は、一つの契約的な、成文法の定則に従って規定された、純粹の貨幣関係に、転化され」^{註35}「したがって、耕作する占有者は事実上は単なる借地農業者となる」のであるが、他方では「資本化された地代なる土地の価格及び……土地の譲渡可能性及び譲渡が本質的な一契機になる」^{註36}。こうして貨幣地代段階においては、直接生産者は基本的な生産手段としての土地にたいしてはまだ占有者にすぎないのであるが、この占有者は「単なる借地農業者」となるとともに土地の広汎な処分権をもつようになるのである。このように、福富氏のいわれる分割地所有の規定、すなわち、法律ではなく慣習によって認められたにすぎない土地所有（したがってその所有権は封建領主がもっていた）、相続またはその他の伝統による占有者、等々の規定は、マルクスにおいては、いずれも貨幣地代のこの段階のものである。

ところで、マルクスにおいては、「地代の元来の形態から資本主義的地代への一過渡的形態^{註57}」としての「分割地所有」はこの貨幣地代とは明確に区別されるものなのである。第一にそこでは「何らの借地料も支払われず」したがって地代は剰余価値の区分された一形態としては現われ^{註58}ない」という意味で剰余価値の「正常な形態」としての貨幣地代とはあきらかに異っている。第二に、そこでは直接生産者は貨幣地代段階におけるように土地の占有者ではなく、「従来」の占有者が彼の地代支払義務を贖って、彼の耕作する土地の完全な所有権をもつ独立農民^{註59}なのである。つまり、分割地代は、土地の完全な所有者であり、地代支払義務から解放された農民なのである。こうして、分割地所有のもとは、貨幣地代の段階とは全くその基礎をことにしているといわなければならない。もともとマルクスは「貨幣地代」を「地代の元来の形態」の「最後の形態」として位置づけているのであるから、資本主義的地代の生成という観点から地代の元来の形態のあとに位置づけられた分割地所有がその基礎を貨幣地代のばあいと本質的に区別されないものとして位置づけられるはずはないのである。

それはさておき、うえにみたような「貨幣地代」と分割地所有との特徴づけはともに第四節でとかれているのであるが、それは貨幣地代が地代の元来の形態の「最後の形態であると同時に解体の形態」としてきわめて経過的なものであることの必然的な結果である。そしてこのばあい貨幣地代が地代の元来の形態の「解体の形態」であるということとは、「貨幣地代のもとでは、封建制度の基本的経済法則は、もはや封建的諸関係の再生産を保障することができな^{註60}くなることを意味していると思われる。つまり、貨幣地代のもとでは、もはや封建的諸関係の再生産を保障しえなくなるがゆえに、それが生産物地代の単なる形態転化にすぎないその成立の当初においては「地代の元来の形態」としての実質をそなえているのであるが、一定の発展段階ではもはや「地代の元来の形態」たることをやめ異質のものに転化せざるを

えないのである。すなわち、マルクスによれば、貨幣地代は「その一層の発展においては」、「一切の中間形態」を「考慮外に置けば」、「土地の自由な農民所有への転化に導くか、または資本主義的生産様式の形態に……導かざるをえない」^{註61}のである。ところで、このマルクスの記述で注意すべきことは、「自由な農民所有」||分割地所有が「資本主義的生産様式の形態」と並んで問題にされていることである。それは、資本家的農業経営が「封建的生産様式から資本主義的生産様式への移行に際しては、世界市場を支配する諸国においてのみ一般的定則となり得る」^{註62}にすぎないがゆえに、他の多くの国々ではその資本主義社会への転化にあたって農業ではむしろ「自由な農民所有」たる分割地所有がみられるという事実を踏まえての議論であるように思われる。このようなマルクスの記述は、「完全な所有権をもつ独立農民」が体制的に成立するのはブルジョア革命を経過してからのことであることをも考慮に入れば（マルクスは『資本論』第三巻では考察の対象となった問題の性質上直接にはふれていないのであるが）彼が分割地所有を近代的な土地所有^{註63}として考えていることを十分に推測させる、といつてよいであろう。したがって、それは、エンゲルスのことばをかりていえば、「隷農や賦役農民を自由な土地所有者にかえる農業革命、すなわち一七八九年におけるフランスの農村における革命と全く同様の革命」^{註64}によってはじめて体制的に確立されるのである。そのような意味で、この分割地所有は「ブルジョア的小土地所有」^{註65}であり、近代的な性格のものとして把握されるのである。マルクスが『資本論』第三巻において「地代の元来の形態から資本主義的地代への一過渡形態」としての自由な分割地所有は、「封建的土地所有の解体から出てくる諸形態の一つとして」、「近代諸国民のもとで」（bei den modernen Völkern）見出されるといっているのもこのような前提にたつてはじめて理解されうるといわなければならない。したがって同じ箇所でもマルクスが分割地所有の具体的||歴史的な存在としてとりあげている「イギリスにおけるヨーマンリ（自由農民）、スウェーデンにお

る農民身分、フランス及び西ドイツの農民」も、このような限定された意味でのそれであるといわなければならぬ。こうして、われわれは、『資本論』第三巻の規定を前提にして考えるかぎり、分割地所有の典型的な形態は、その体制の成立がブルジョア革命を前提とするところの「完全な所有権をもつ」近代的な農民である、と結論せざるをえないのである。したがってさきにもた福富氏の見解——すなわち「分割地所有」の「所有権」は「封建領主」が「もっていた」、それゆえに「農民層の『自由な財産』」は「条件つき」のものであり、自由な分割地農民は「厳密な意味での封建的隷属から解放された『ブルジョアの所有者』」ではない、『資本論』第三巻第四七章第五節の分割地所有ではフランス革命後の分割地農民とともにアンシャン・レジーム下のそれをも含む「分割地所有のすべての型」が考察の対象とされているとされ、ついに分割地農民の「典型的な形態は、封建的看板によって隠蔽されている農民的土地所有である」と結論された氏の見解——は、『資本論』第三巻の規定を実質的には、無視されてしまっているといわなければならぬ。

そして、われわれは、『資本論』第一巻第二章を重視された福富氏とは逆に、この『資本論』第三巻の規定が分割地所有理解の鍵であり、第一巻第二章の記述もこの第三巻の規定によってはじめて厳密に理解されることを主張しなければならぬ。分割地農民の本質規定は第三巻において展開されているのであり、第一巻では展開されていないからである。

では、このような立場からすれば、福富氏が典型的な分割地所有として位置づけられた「封建的看板によって隠蔽されている農民的土地所有」は、どのようなものとして位置づけられるのであろうか。それは、とくに、すでにみた『資本論』第一巻第二章第二節の冒頭の記述をどう理解するかにかかっていると思われるのであるが、この点については、山岡氏が福富氏とは違った理解をされているのが注目される。氏は、すでにみたように、栗原氏批判においては福

富氏の見解を踏まえて議論されているのであるが、この点については氏は「封建的看板によって隠蔽されている農民的土地所有」を「いわばブルジョア革命の前夜の封建的所有」とされながらも、それが「デ・ファクトの所有」^{#65}であることを強調される。そして、ブルジョア革命後のそれを「本来的な意味での自由な所有者」として把握されるのたいして、ブルジョア革命前夜の所有を「分割地所有の前期型」として位置づけておられる。^{#67}つまり、山岡氏は、「本来の意味」でのしたがって典型的な分割地所有をブルジョア革命後のそれに求められ、ブルジョア革命前夜のそれを「デ・ファクトの所有」にまで到達しているという意味で「分割地所有の前期型」と規定されているのである。また、安良城盛昭氏も『資本論』第三巻第四章と第一巻第二章の理解に関連してつぎのようにのべられている。すなわち、『資本論』第三巻第七章の「分割地所有」の規定——「そこでは『自由な分割地所有』こそが『分割地所有』の本質的規定であり、それは『封建的土地所有の解消』の所産として把握されていることを看過してはならない。したがって『事実上の分割地農民』を問題にしうる場合には、すくなくとも封建的土地所有は形式的にのみ存続するにとどまり、実質的にはネグリジブルの場合に限定されねばならない。マルクスが、絶対王制解体期のイギリス農民一般を『分割地農民』と規定せず敢えて『ヨーマンリー』に限定して『分割地農民』とみなすのは、まさにこの故である」^{#63}——というのがそれである。ここでは安良城氏は『資本論』第一巻第二章で展開されているのは「事実上の分割地所有」についてであると把握され、『資本論』第三巻の、分割地所有を「封建的土地所有の解消」の所産であるとする規定にしたがって、この「事実上の分割地所有」においても、封建的土地所有の存続は、形式的でありネグリジブルなものでなければならぬと理解されている、とみてよいであろう。そして、一四—一五世紀のイギリス農民が事実上の分割地農たりえた事情は、つぎの竹内幹敏氏の記述のようなものでであろう。「身分的には、彼らは領主にたいする人格的隷属から解放され

ていたけれども、いぜんとして一定の貨幣地代を支払っていたという意味では、完全に自由な土地所有者ではなかった。だが貨幣価値の継起的低落にもなつて、『固定的慣習地代』fixed customary rent の実質が失われてくると、土地所有の法的性格にかかわりなく、事実上彼らは独立自営農民になることができた^{註7}——というのがそれである。この竹内氏の叙述は、福富氏が「封建的看板によって隠蔽されている農民の土地所有」についてのべられた叙述——それは、社会経済的範疇としては「農奴制的隸屬」——「土地売買の原則的禁止、人身的隸屬」——から解放されて自分の分与地にたいする自由な処分権を手に入れた自営農民の『自由な土地所有』^{註7}である——に対応するものであるといえる。

ところで、このような農民は『資本論』第三卷によれば、あきらかに貨幣地代の一定の発展のなかに成立するものであるが、それはいわゆる自由な分割地所有に先行する「事実上の借地農業者」に該当するといわなければならない。そして、それは、一方では貨幣価値の継起的な低落にもなつて『固定的慣習地代』が地代の元来の形態としての実質を失っているという意味で「事実上の分割地農民」たりうると同時に、他方では「農奴制的隸屬」から解放されて土地の自由な処分権（売買・賃貸・譲渡・贈与等での）をうるとともに人身的隸屬から解放されており「自由な労働者」に転化する存在であるがゆえに資本主義的生産の前提条件をつくり出し、充分に資本制生産への過渡的形態たりうるといふ意味からも「事実上の分割地所有」だったのである。こうして、われわれは、『資本論』第三卷第七章の規定にもとづいて理解すれば、同書第一卷第二四章第二節に展開された自営農民は第三卷の「事実上の借地農」に該当する「事実上の分割地農民」であるとするのが、もっとも自然な解釈であると考えるのである。

ところで、福富氏は分割地所有農民の典型を「封建的看板によって隠蔽された農民的土地所有」にもとめられた結果、いろいろ無理な立論を余儀なくされておられるように思われる。たとえば論理的規定と歴史的規定とを分離・対立

させられること、マルクスが全然問題にしていない「解体」と「廢絶」の峻別を強調されること——がそれである。あの問題についていえば、マルクスが『資本論』第三巻では「封建的土地所有の解体」を前提にし第一巻では農奴制が「事実上消滅」したことを前提に議論を展開していることを確認するだけで充分であり、福富氏のように「廢絶」なる新たな区別を持ち込む必要はない。「解体」が典型的な意味での分割地所有を生みだし「事実上の消滅」が「事実上の分割地所有」を成立させるという区別で充分だと思われるからである。そして、『資本論』第三巻をすでにみたように理解すれば、「解体」も、分割地所有の典型的形態の体制的成立にかかわらしめて考えるかぎり、福富氏のいわゆる「廢絶」を意味するものとして理解するのが自然であると思われるのである。つぎに、前の問題についていえば、福富氏においては、すでにみたように典型的形態としての分割地所有は「経済的内容（論理的規定）」としては「小ブルジョアの性格」のものであるの^{註71}にたいして「社会的本質（歴史的規範的な規定）」としては「中世的封建的所有」なのである。つまり、福富氏においては、近代的な性格（小ブルジョアの性格）としての論理的規定と中世的封建的な歴史的規定という矛盾した二重の規定が典型としての分割地所有に与えられているのである。それは氏が事実上の分割地所有と本来の意味での分割地所有の区別を拒否されむしろ前者を典型的な分割地所有として位置づけられたことの必然的な帰結であった。福富氏は栗原氏が「論理的規定と歴史的規範的な規定をはっきりと区別されなかつた^{註72}」ことを批判されているのであるが、逆に栗原氏は（服部之総氏を批判しながら）「理論的範疇と歴史的範疇とを対立させる」ことを「收拾がたい混乱」としてきびしくいましめられているのである。われわれもこのような栗原氏の観点から、すくなくとも典型的な形態においては分割地所有の論理的規定と歴史的規定は一致すべきものだ^{註73}と考える。両規定の区別ははっきりしなければならぬが、逆にまた、両者を分離し対立させるのも正しくないのである。そして、われわれのばあい

においては、両規定は、すでにのべたように「近代的」な性格のものとして一致する。したがってまた「事実上の分割地所有」においてもその封建的看板はネグリジブルなものでなければならぬのである。

- 註40 「撰取」六五頁
- 註41 『資本論』邦訳青木文庫版(3)一〇九八頁からの引用
- 註42 いずれも「範疇」二五頁
- 註43 同書二七頁
- 註44 同書二八頁
- 註45 『資本論』(出)三二四頁
- 註46 「撰取」七四頁
- 註47 同書七二頁
- 註48 福富正実「日本資本主義の分析方法と野呂米太郎の農業理論」『東亞經濟研究』第三七卷第二号所収五二頁
- 註49 「撰取」七二頁
- 註50 同書七三頁
- 註51 福富正実「共同体の三つの段階と『資本主義的生産に先行する諸形態』における『ゲルマン共同体』……(1)——大塚久雄氏の『共同体理論』を批判する——」『山口經濟学雑誌』第一〇卷第四号所収六七頁
- 註52 「範疇」二三頁
- 註53 『資本論』(出)三一〇頁
- 註54 いずれも同書三〇九頁
- 註55 いずれも同書三一頁
- 註56 同書三一七頁
- 註57 同書三一八頁

- 一註58 いずれも同書三二〇～二二頁
- 註59 同書三一頁
- 註60 山岡亮一「封建社会の基本的経済法則」覚え書——論争の経過と一、三の論点について」山岡・木原編『封建社会の基本法則——ソ同盟歴史学会の論争と成果』所収四〇三頁
- 註61 いずれも『資本論』(出)、三一頁
- 註62 同書三二頁
- 註63 もちろん、ここにいう「近代的土地所有」は、その完成形態としての「資本主義的土地所有」ではない。それは、たとえば、宇野弘蔵氏が、「此の所有権関係(近代的な市民的所有関係——原田)も、実際、徹底的には資本家的土地所有形態として始めて確立され得るのであるが、しかしそれも形式的には……単なる市民的有関係として確立されるのである」(「所謂経済外強制について」同氏『農業問題序論』所収一〇六～七頁)といわれるばあいの「単なる市民的有関係」に該当するものとしてのそれである。
- 註64 F・エンゲルス「フランクフルトにおけるポーランド問題の討論」邦訳『選集』(大月版——以下同じ)第三卷一四五頁
- 註65 K・マルクス「道徳的批判と批判的道徳」『選集』第二卷六四頁
- 註66 いずれも山岡亮一『農業経済理論の研究』二七〇頁
- 註67 同書二七一頁
- 註68 安良城盛昭「堀江英一編『幕末維新の農業構造』」『歴史学研究』二八六号四九頁
- 註69 竹内幹敏「市民革命の農業土地問題——イギリスのばあい——」大塚・高橋・松田編著『西洋経済史講座VI』所収四と五頁
- 註70 「範疇」二八頁
- 註71 それは「政治的・法律的な上部構造との関連をしめした」(「範疇」三二頁)ところの規定である。
- 註72 「撰取」六三頁
- 註73 「諸問題」一三七頁

以上にみたように、われわれは、栗原氏および福富氏の批判にもかかわらず、分割地所有の歴史的性格は、それが

典型的にかつ体制的に成立するばあいには、近代的 \parallel 前資本主義的なものとして把握されねばならないと考える。そして栗原氏の「半封建的であるとともに前資本主義的である」とされる位置づけは、そこにおける「半封建的」なる規定がきわめて消極的なものであるがゆえに、かなりわれわれの理解に接近した規定であるといえる。これにたいして福富氏における「中世的 \parallel 封建的」なる規定は栗原氏のそれとはちがって実質的な意味をもった規定であり（そしてそのかぎりでは、決して栗原理論を継承し発展させたものではないのである）氏の『資本論』理解にはかなりの無理があるといわねばならない。とはいえ、栗原氏と福富氏の分割地所有論は従来のもにみられない豊富な規定づけのための問題を提起し、とくに旧講座派の見解の止揚の上に日本農業への分割地所有範疇適用に関して新たな問題を提起されようと試みられたという意味でわれわれの学ぶべき多くのものをもっていることを忘れてはなるまい。

以上